

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出勤簿)</p> <p>第7条 職員は定刻までに出勤し、自ら、直ちに、出勤簿（様式第4号）に押印しなければならない。</p> <p>2 [略] (欠勤、遅刻、早退及び休務)</p> <p>第9条 職員は、<u>欠勤し、遅刻し、早退し、又は休務しようとするときは、あらかじめ、所属長の承認を得なければならない。</u>ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ、所属長の承認を得ることができないときは、事後、速やかに、承認を得なければならない。</p> <p>(職務専念義務免除)</p> <p>第10条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して事務局長に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認印を受けることにより、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2 職員は、前項本文の規定により職務に専念する義務の免除の承認を得た期間又は時間につき職務を離れる場合は、そのつど職務専念義務免除承認整理簿により所属長の検印を受けなければならない。</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>(出勤簿)</p> <p>第7条 職員は定刻までに出勤し、自ら、直ちに、出勤簿（様式第4号）に押印しなければならない。<u>ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて事務局長が定めるものをいう。第10条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</u></p> <p>2 [略] (欠勤)</p> <p>第9条 職員は、欠勤しようとするときは、あらかじめ、所属長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ、所属長の承認を得ることができないときは、事後、速やかに、承認を得なければならない。</p> <p>(職務専念義務免除)</p> <p>第10条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して事務局長に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより、<u>（電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法により）</u>、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2 職員は、前項本文の規定により職務に専念する義務の免除の承認を得た期間又は時間につき職務を離れる場合は、そのつど職務専念義務免除承認整理簿（<u>電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定めるもの</u>）により所属長の検印又は承認を受けなければならない。</p> <p>(部分休業の承認)</p>

第11条の3 職員は、育児休業法第9条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第9条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。

2 [略]

(妊産婦の時間外労働等)

第11条の4 [略]

様式第4号(第7条関係)

出勤簿 (月分)	[略]	休 暇							欠勤	遅刻	早退	休務	特免	[略]
		[略]	病気	要保 護	特別	[略]	専従	及び						
							育児 休業							
[略]														

備考 部分休業をした時間は、専従及び育児休業欄に括弧書きで整理すること。

(B3)

第11条の3 職員は、育児休業法第9条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第9条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。)を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 [略]

(修学部分休業の承認)

第11条の4 職員は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けようとするときは、職員の修学部分休業に関する規則(平成17年岩手県人事委員会規則第40号)第3条第1項に規定する修学部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、職員の修学部分休業に関する規則第4条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する修学状況変更届を所属長に提出しなければならない。

(妊産婦の時間外労働等)

第11条の5 [略]

様式第4号(第7条関係)

出勤簿 (月分)	[略]	休暇等							欠勤	特免	[略]	
		[略]	病気	特別	[略]	専従	育児 休業	部分 休業				修学 部分 休業
[略]												

(B3)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- この訓令による改正前の岩手県議会事務局職員服務規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。